

# 一般社団法人情報通信技術委員会 標準化会議規程

昭和60年11月5日（理事会決定）

最近改定 平成27年5月27日

## 第1章 目的

（目的）

### 第1条

この規程は、一般社団法人情報通信技術委員会定款第38条第3項の規定に基づき、一般社団法人情報通信技術委員会（以下「情報通信技術委員会」という。）の標準化会議の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 標準化会議

（標準化会議の権能）

### 第2条

標準化会議は、次に掲げる権能を有する。

- (1) 標準の制定、改定及び廃止
- (2) 標準の解釈の承認
- (3) 中期標準化戦略の決定
- (4) 第11条に定める企画戦略委員会の運営に関する事項の決定
- (5) 調査及び研究

（標準化会議の構成）

### 第3条

標準化会議は、第6条に定める標準化会議議長及び副議長、第4条に定める標準化会議委員及び第5条に定める標準化会議特別委員をもって構成する。

（標準化会議委員）

### 第4条

正会員は、正会員を代表する職員を標準化会議委員として登録することにより、標準化会議に参加することができる。

（標準化会議特別委員）

### 第5条

理事長は、必要に応じ、学識経験者に対して、標準化会議特別委員として標準化会議の活動への参加を委嘱する。

（標準化会議議長及び副議長）

### 第6条

標準化会議に議長1名及び副議長1名を置く。

2 議長及び副議長は、正会員の職員からの立候補により、標準化会議において推薦者を選出し、理事会の承認を経て、理事長が任命する。選出には、第8条に定める投票権の合計の3分の2以上の賛成を要する。なお、複数の立候補者があり、いずれの立候補者も3分の2以上の賛成を得ることができなかった場合は、上位2名の立候補者に対して再度選出のための投票を行い、多数の賛成を得た者を推薦者とする。

3 議長は、標準化会議の活動を統括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(標準化会議の開催)

第7条

標準化会議は、毎年1回一定の時期に開催するほか、次のいずれかの場合にあっては随時に開催できる。

- (1) 標準を新規制定、改定及び廃止する場合
- (2) 標準化会議委員の3分の1以上又は第11条に定める企画戦略委員会から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
- (3) 議長が特に必要と認めるとき

2 標準化会議の開催及び開催方法は、標準化会議議長が決定する。

3 標準化会議議長は、第1項(2)に定める場合には、請求の日から4週間以内に標準化会議を開催しなければならない。ただし、これにより難い正当な事由がある場合はこの限りではない。

(標準化会議委員の投票権)

第8条

標準化会議委員の投票権は、委員が所属する会員が納入する会費の金額を基本単位とし、本条第2項、第3項、第4項により算出する。

2 会員は、その営む主たる事業により、次に掲げる分野の一に分類する。会員が分類される分野の決定は、理事長が行う。

- (ア) 電気通信事業者
- (イ) 電気通信設備製造業者
- (ウ) その他

3 標準化会議における総投票権数は合計300票とし、それぞれ電気通信事業者に100票、電気通信設備製造業者に100票その他に100票配分する。

4 標準化会議委員の投票権は、以下の計算式により算出する。

$$\text{当該委員が属する分野の総投票権数} \times \frac{\sqrt{\text{(当該会員の会費)}}}{\Sigma \sqrt{\text{(当該会員が属する分野の会員毎の会費)}}}$$

5 審議案件が会員に提示された日に登録されている委員が、その時点での会費に基づく投票権を有する。第5条で定められた標準化会議特別委員は投票権を有しない。

6 電子投票形式の標準化会議にあっては、投票期間中に退会又は標準化会議への登録の削除が生じた場合、その退会又は削除の時点までに投ぜられた票は有効とする。

7 標準化会議委員が保有する投票権は、公表する。

(標準化会議正副議長の投票)

第9条

過半数により決定する場合にあって、可否同数の場合には、議長又は議長を代行している副議長は1票を投ずることができる。

(標準化会議の傍聴)

#### 第10条

正会員であるか否かを問わず希望者は、標準化会議議長の承認を得て、集会形式の標準化会議を傍聴することができる。

### 第3章 企画戦略委員会

(企画戦略委員会の権能)

#### 第11条

標準化会議に企画戦略委員会を設ける。企画戦略委員会は、次に掲げる権能を有する。

- (1) 中期標準化戦略(案)の策定
- (2) 第19条に定める専門委員会の活動の統括
- (3) 専門委員会の新設、統合、分離及び廃止、並びに専門委員会の属する部門(取組対象とする標準化活動領域に基づき、関連のある複数の専門委員会で構成する専門委員会のグループ)の設定
- (4) 標準化会議委員から提出された要望に対する対処
- (5) 標準の普及活動
- (6) 標準化団体との国際連携活動及び標準化団体の活動の調査
- (7) その他標準化会議で定める事項

(企画戦略委員会の構成)

#### 第12条

企画戦略委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 標準化会議正副議長。
- (2) 第14条で規定する企画戦略委員会委員。
- (3) 第15条で規定する企画戦略委員会特別委員。
- (4) 事務局長及び事務局長が指定する事務局職員。

(アドバイザーグループ)

#### 第13条

企画戦略委員会は、担当の業務を推進するためにアドバイザーグループを設けることができる。アドバイザーグループに関する規定は別に定める。

(企画戦略委員会委員)

#### 第14条

企画戦略委員会委員は、正会員の職員の中から理事会が選任する。

(企画戦略委員会特別委員)

#### 第15条

企画戦略委員会は、特別委員を企画戦略委員会に参加させることができる。

2 企画戦略委員会特別委員は、企画戦略委員会委員の推薦により企画戦略委員会において選任し、標準化会議議長が委嘱する。選任には、第17条に定める投票権の合計の過半数の賛成を要する。

3 企画戦略委員会特別委員の任期は、1年とする。ただし、企画戦略委員会の承認により、必要に応じてこの任期を延長することができる。承認には、第17条に定める投票権の合計の過半数の賛成を要する。

(企画戦略委員会正副委員長)

#### 第16条

企画戦略委員会の委員長は標準化会議議長とし、副委員長は標準化会議副議長とする。

- 2 委員長が企画戦略委員会を統括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(企画戦略委員会委員の投票権)

#### 第17条

企画戦略委員会委員の投票権は、委員それぞれ1票とする。第12条で指定された事務局長及び事務局長が指定する事務局職員及び第15条で定められた企画戦略委員会特別委員は、投票権を有しない。

(正副委員長の投票)

#### 第18条

正副委員長は、投票に参加しないものとする。ただし、過半数により決定する場合にあって、可否同数の場合には、委員長又は委員長を代行している副委員長は1票を投ずることができる。

### 第4章 専門委員会

(専門委員会の権能)

#### 第19条

標準化会議に中期標準化戦略に基づき専門委員会を設ける。専門委員会は、次に掲げる権能を有する。

- (1) 標準の制定、改定及び廃止その他の事項について標準化会議へ提出する案の作成。
- (2) その他標準化会議で定める事項。

(専門委員会の構成)

#### 第20条

専門委員会は、第22条により選出された正副専門委員長及び第21条で登録された委員から構成される。

(専門委員会委員)

#### 第21条

正会員、準会員及び協力会員は、当該会員を代表する職員を専門委員会委員として参加させることができる。参加にあたっては専門委員会に委員を登録しなければならない。なお、決定、表決等、専門委員会の意思決定に関わる事項については正会員によって行われるものとする。

(専門委員会委員長及び副委員長)

#### 第22条

各専門委員会に、それぞれ専門委員長1名及び副専門委員長1名を置く。

- 2 専門委員長及び副専門委員長は、正会員の専門委員会委員の立候補により、専門委員会の投票で選任する。選任には、専門委員会に登録された正会員の過半数の賛成を要する。なお、複数の立候補者があり、いずれの立候補者も過半数の賛成を得ることができなかった場合は、上位2名の立候補者に対して再度選任のための投票を行い、多数の賛成を得た者を選任する。得票数が同数の場合は、抽選により決定する。
- 3 専門委員長が専門委員会を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専門委員会の新設、統合又は分離の場合も、第2項により正副委員長の選出を行う。この場合の委員長及び副委員長の任期は、第23条による。

## 第5章 任期

(任期の開始日)

### 第23条

標準化会議正副議長、企画戦略委員会委員、正副専門委員長の任期の開始日は、西暦奇数年の6月1日とする。

(標準化会議正副議長の任期)

### 第24条

議長及び副議長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として3期連続して務めることはできない。

- 2 議長及び副議長は、辞任又は任期満了の場合においては、第6条により後任者を選出しなければならない。正副議長が同時に辞任又は任期満了した場合は、事務局は後任者の正副議長を選任するために標準化会議を速やかに開催しなければならない。

(企画戦略委員会委員の任期)

### 第25条

企画戦略委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として、3期連続して任期を継続することはできない。

- 2 企画戦略委員会の委員の辞任又は任期満了の場合は、第14条により速やかに後任者を選出しなければならない。

(正副専門委員長の任期)

### 第26条

専門委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 専門委員長及び副専門委員長が、辞任又は任期満了の場合は、第22条により速やかに後任者を選任しなければならない。正副専門委員長が同時に辞任又は任期満了した場合は、事務局は後任者の正副委員長を選任するための専門委員会を速やかに開催しなければならない。この専門委員会の委員長は事務局長が指定する職員が代行し、専門委員長選任の後には、直ちに代行の職務を退かなければならない。

## 第6章 標準の取り扱い

(評議会の審査)

### 第27条

標準化会議は、制定、改定又は廃止した標準について、評議会の審査を受ける。

(標準の遵守等)

### 第28条

会員は、標準を尊重するとともに、その普及に努めるものとする。

- 2 標準化会議は、前項の趣旨にかんがみ、理事会に対し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(標準の公開等)

### 第29条

制定、改定又は廃止した標準は、これを一般に公開する。

- 2 公開の方法は、別に定める。
- 3 公開された標準に関する情報通信技術委員会以外からの異議等はこれを誠実に処理

するものとし、必要に応じ、標準の見直しその他の適切な措置を講ずるものとする。

## 第7章 細目

(細目)

### 第30条

この規程で定めるものを除き、標準化会議の運営に関し必要な細目については、標準化会議において別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年5月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年2月13日から施行する。ただし、平成元年6月30日までの間は、なお従前の規定を適用することができる。

附 則

この規程は、平成7年3月16日から施行する。ただし、平成7年6月30日までの間は、なお従前の規定を適用することができる。

附 則

この規程は、平成14年12月10日から施行する。なお、経過措置として、9月26日現在の部門委員長を企画戦略委員会委員に任命し、企画戦略委員会の定員は、10名とする。

附 則

新電気通信事業法（平成15年法律第125号）の施行にかかわらず、第17条は現電気通信事業法（平成13年法律第62号）を適用する。

附 則

(1) この規程は、平成16年5月7日から施行する。ただし、施行日が標準化手続きの期間内の場合は、同標準化手続きの終了日の翌日を施行日とする。

(2) 平成16年2月25日現在の標準化会議正副議長、企画戦略委員会委員、正副専門委員長の任期にあつては平成17年4月30日までとする。

(3) 本改正に伴い付随して発生する標準化会議細則の条番号の変更を行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月21日から施行する。なお、経過措置として、第23条（任期の開始日）については、2013年は5月1日とし、2015年以降は6月1日とする。

第24条（標準化会議正副議長の任期）、第25条（企画戦略委員会委員の任期）及び第26条（正副専門委員長の任期）については、2013年5月1日任期開始者の任期は2年1カ月とする。

附 則

この規程は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年6月22日から施行する。